5　教養訓練の実施

⑴　警察庁職員に対する教養訓練

国家公安委員会及び警察庁は、警察庁職員に対し、災害応急活動用マニュアルに基づく教養、交通途絶を想定した招集・参集訓練、災害発生時の関係各課の初動措置訓練、他の防災関係機関等との情報連絡訓練等を実施し、部内の情報連絡要領や被災地域を管轄する都道府県警察、他機関からの情報収集、警察災害派遣隊の運用等災害発生時の活動手順について徹底を図るものとする。

⑵　都道府県警察災害担当幹部の育成

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察における災害警備活動を迅速かつ円滑に行うため、都道府県警察の災害担当幹部の育成を図るものとする。

6　業務継続性の確保

国家公安委員会及び警察庁は、首都直下地震の発生を見据え、政府における検討状況を踏まえつつ、従来の被害想定以上に被害が甚大となる可能性を独自に想定し、警察庁における業務継続体制やバックアップ体制を確保するための計画を策定するとともに、随時、当該計画の評価・検証等を行い、必要な修正を行うものとする。

第４　交通の確保に関する体制及び施設の整備

1　交通管制施設及び交通管理体制の整備

国家公安委員会及び警察庁は、信号機、交通情報板、交通管制センター等の交通管制施設について耐震性の確保を図るとともに、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るものとする。

2　緊急通行車両に係る確認手続の運用

国家公安委員会及び警察庁は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づく都道府県公安委員会の行う緊急通行車両に係る確認手続について適切な運用を図るため、事前届出・確認手続に関し必要な限度で定めるものとする。

第５　被災者等への情報伝達活動

国家公安委員会及び警察庁は、災害発生後の経過に応じて被災者等に伝達すべき情報についてあらかじめ整理するものとする。また、国民等からの問い合わせに的確に対応できる体制を整備するものとする。

第６　国民の防災活動の促進

国家公安委員会及び警察庁は、以下の方法により国民の防災活動の促進を図るものとする。

・　災害警備活動に関する事項の周知徹底
・　車両運転者の義務等の周知徹底
・　総合防災訓練等大規模災害を想定した防災訓練を通じた国民の防災意識の高揚
・　地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対する支援

第７　関係機関との相互連携

国家公安委員会及び警察庁は、災害警備活動に関し、平素から防災関係機関間において相互支援に関する協定を締結し、情報交換を行うなど連携を確保するものとする。

第８　複合災害対策

国家公安委員会及び警察庁は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を踏まえ、様々な複合災害を想定した要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の図上訓練や実動訓練を行い、当該訓練の結果を踏まえ、災害ごとの対応計画の見直しを図るものとする。

第９　自発的支援の受入れに関する調査等

1　ボランティアの受入れのための環境の整備

国家公安委員会及び警察庁は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備のための方策を検討し、必要に応じて都道府県警察に対する指導等を行うものとする。

2　海外からの支援の受入れに関する調査等

国家公安委員会及び警察庁は、災害発生時における海外からの支援の受入れを円滑に行うため、あらかじめ、来援の可能性のある外国支援機関に係る以下の事項について調査を行うとともに、支援を受け入れる可能性のある分野について、その対応方針及び受入れに必要な諸手続を定めるものとする。

・　支援機関の組織
・　支援機関の支援可能分野
・　支援機関の日本への来援手段、所要時間
・　支援機関の活動の自己完結性
・　その他支援機関の能力、活動状況等

第10　大規模災害警備対策に関する調査及び研究

国家公安委員会及び警察庁は、以下の事項について調査研究し、大規模災害に係る災害警備活動が的確に行われるように努めるものとする。

・　大規模災害に係る社会秩序の維持
・　大規模災害に係る交通対策
・　大規模災害に係る避難誘導対策
・　地震予知に関する情報が発表された場合の警察措置
・　その他の大規模災害警備活動

第11　附属機関及び地方機関における措置

皇宮警察本部等の附属機関及び管区警察局等の地方機関は、大規模災害の発生に備え、それぞれの機関における災害警備本部等の編成及び任務分担、職員の招集・参集その他災害警備活動に必要な事項について定めるものとする。

また、管区警察局は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に直ちに警察災害派遣隊を派遣することができるよう平素から隊員に対する教養訓練を徹底するものとする。さらに、管轄区域内府県警察が行う災害警備計画の策定と活動要領等の作成について必要な指導調整を行うとともに、隣接管区警察局等と相互の支援体制の確立を図るものとする。このうち特に支援計画については、被災地域に投入される警察災害派遣隊の指揮系統、活動区域、任務、輸送手段等についてあらゆる角度から検討を加えた上、具体的な計画を作成するとともに、随時見直しを行うものとする。

第２節　災害発生時における措置

第１　国家公安委員会の措置

国家公安委員会は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、以下の措置をとるものとする。

1　国家公安委員会の招集

国家公安委員会委員長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警察法（昭和29年法律第162号）第71条第１項の規定に基づき緊急事態の布告を発する必要があると認めるときその他災害警備上必要があるときは、直ちに、国家公安委員会を招集するものとする。

2　緊急事態の布告の勧告等

１の場合において、国家公安委員会は、災害の発生に際して警察法第71条第１項の規定に基づく内閣総理大臣に対する緊急事態の布告の勧告その他必要な措置をとるものとする。

3　国家公安委員会による交通規制に関する指示

国家公安委員会は、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があると認めるときは、被災地又は被災が予想される地域を管轄する都道府県警察及び被災地等に隣接し、又は近接する都道府県警察（以下「関係都道府県警察」という。）を管理する公安委員会に対し、広域的な見地から通行禁止等に関する指示を行うものとする。